

平成19年度地域活性化策関係税制の概要

省庁名	新規・拡充・延長の別	制度名	税目	改正内容
1. 横断的制度基盤の強化・活用				
国土交通省	延長	都市再生促進税制	国税：所得税、法人税、登録免許税 地方税：不動産取得税、固定資産税、都市計画税、個人住民税	都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業計画（国土交通大臣認定）に係る特例措置（都市再生促進税制）を2年延長する。 【関係法令】 所得税：租税特別措置法第14条の2、第37条の5、第31条の2 法人税：租税特別措置法第47条の2、第65条の7、第62条の3 登録免許税：租税特別措置法第83条 不動産取得税：地方税法附則第11条第27項 固定資産税・都市計画税：地方税法附則第15条第45項（縮減延長） 個人住民税：地方税法附則第34条の2
国土交通省	延長 拡充	まち再生促進税制	国税：所得税、法人税、登録免許税 地方税：不動産取得税	（延長） 都市再生整備計画（まちづくり交付金の計画）の区域における認定民間都市再生整備事業計画（国土交通大臣認定）に係る特例措置（まち再生促進税制）を2年延長する。 （拡充） 特例対象に合同会社を追加する（不動産取得税） 【関係法令】 所得税：租税特別措置法第14条の2 法人税：租税特別措置法第47条の2 登録免許税：租税特別措置法第83条 不動産取得税：地方税法附則第11条第35項、36項
国土交通省	新規	密集市街地における建替計画認定制度に係る特例措置の創設	国税：所得税、法人税 地方税：個人住民税、不動産取得税	事業区域内で事業用資産を買い換えた場合 所得税・法人税：課税繰延80% 事業区域内の土地等を譲渡した場合 所得税：軽減税率 法人税：5%追加課税の適用除外 事業区域内の土地を取得した場合 不動産取得税：課税標準1/5控除 【関連法令】 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 租税特別措置法 地方税法
内閣府 地域再生事業推進室 内閣官房 再チャレンジ担当室	拡充 延長 新規	地域再生を実現するための各種税制措置の拡充等	（及び） 国税：所得税 地方税：個人住民税 （及び） 国税：法人税 所得税（のみ） 相続税（のみ） 地方税：法人住民税 法人事業税	指定要件の緩和 特定地域再生事業会社に対する内閣総理大臣による指定の要件のうち、従業員数の要件（現行常時雇用者数20人以上）を10人以上に緩和する。 株式譲渡益圧縮の延長 特定地域再生事業会社が発行した株式に係る譲渡益への課税を2分の1とする特例の適用期限を2年延長する。 <再チャレンジ支援寄附金税制の創設> 再チャレンジ支援寄附金税制【直接型】 再チャレンジ可能な社会を実現するため、高齢者、障害者等の再チャレンジを支援する会社への寄附金について税制上の措置を講じる。 再チャレンジ支援寄附金税制【間接型】 再チャレンジ可能な社会を実現するため、高齢者、障害者、女性等の再チャレンジを支援する会社等に対し助成を行う公益法人への寄附金について税制上の優遇措置を講じる。 【関係法令】 地域再生法第12条 等 租税特別措置法第37条の13 等 地方税法附則第35条の3

2. 5つの視点				
(1) 地域の知恵を引き出し、活かす				
経済産業省	新規	地域産業活性化支援税制	国税：所得税、法人税	<p>地域の自立的かつ持続的な発展を実現するため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（仮称）」に基づき、地方自治体や広域地域関係者の合意形成により「基本計画」を策定した地域における、新規企業立地を支援するための特別償却制度を創設する。</p> <p>【関係法令】 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（仮称） 租税特別措置法</p>
(2) 地域の担い手・人づくりを進める				
総務省	新規	テレワーク環境整備税制	地方税：固定資産税	<p>テレワーク設備への投資（シンクライアントシステム、VPN装置等）に対する特例措置（取得後5年度分について課税標準2/3）を講じる。（平成19年4月1日～平成21年3月31日（2年間）の措置）</p> <p>【関係法令】 地方税法附則第15条第56項 地方税法施行規則</p>
内閣府 地域再生事業推進室 内閣官房再チャレンジ担当室	拡充 延長 新規	地域再生を実現するための各種税制措置の拡充等（再掲）	再掲	再掲
(3) 地域固有の有形無形の資源を活かす				
経済産業省	拡充	中小企業等基盤強化税制	国税：所得税、法人税	<p>地域の強みを活かした中小企業の事業活動を促進するため、中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づき、特色のある産地技術、農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して、新たな商品・サービスの開発・提供を行う中小企業に対し、事業の立ち上げ・拡大に向けた設備投資を支援する税制措置を創設する。</p> <p>【関係法令】 中小企業地域資源活用促進法（仮称） 租税特別措置法第10条の4、第42条の7</p>
農林水産省	延長	保全事業等資産の特別償却	国税：法人税	<p>山村振興法に基づく認定法人が実施する保全事業等の用に供する機械・建物等に係る特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の11に引き下げた上、その適用期限を2年延長。</p> <p>【関係法令】 租税特別措置法第43条の3第1項、第68条の18第1項 山村振興法第13条</p>
(4) 国際交流・地域間交流を促す				
国土交通省	延長	国際競争力のある観光地づくりに向けた地域の取組みに係る特例措置	地方税：不動産取得税	<p>外客来訪促進法に基づき市町村より認定を受けた認定構想事業者である民法34条法人が文化財保護法の規定に基づく文化財に指定又は登録された不動産を取得する場合の特例措置を2年間延長する。</p>
国土交通省	延長	国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置	国税：所得税、法人税 地方税：法人住民税、事業税	<p>外客来訪促進法の宿泊拠点地区における国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置について、対象設備を「厨房設備」から「国際放送設備」「高速通信設備」に見直したうえ2年延長する。</p>

(5)地域の持続的・自立的発展のための条件を整える

国土交通省	新規	住宅のバリアフリー改修促進税制	国税：所得税 地方税：固定資産税	<p>所得税（住宅ローン減税の拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が住宅のバリアフリー改修を含む増改築等工事を行った場合、増改築等工事全体で借入金1,000万円以下の部分について償還期間要件を10年から5年に短縮の上、バリアフリー改修工事部分については200万円を上限として控除率を2%とする（現行の住宅ローン減税制度との選択適用可能）。 ・現行の住宅ローン減税の対象となる増改築等の範囲に一定のバリアフリー改修工事を追加 <p>固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が居住する一定の住宅についてバリアフリー改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税を1年間1/3減額 <p>【関係法令】 租税特別措置法 地方税法</p>
国土交通省	拡充・延長	離島航路事業用の新造船舶に係る特例措置	地方税：固定資産税	<p>固定資産税の課税標準の特例措置について、最初の5年間で1/6（現行：最初の5年間1/3）としたうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>【関係法令】 地方税法第349条の3第6項、同法附則第15条第31項</p>
国土交通省	延長	倉庫用建物等に係る特例措置の延長	国税：所得税、法人税 地方税：固定資産税、都市計画税	<p>物流コストの低減による国際競争力の強化、物流分野での環境負荷（CO₂量）の削減、及び地域の活性化に資するよう、物流拠点である営業倉庫を中心とした物流効率化を推進するため、「物流総合効率化法」に定められた総合効率化計画に基づき倉庫用建物等を取得する場合の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>【関係法令】 租税特別措置法第15条、第48条 地方税法附則第15条第2項（縮減延長）</p>